

幕別町新型インフルエンザ等対策行動計画改定版の概要

1 改定の背景と趣旨

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条に基づき、新型インフルエンザ等対策における町の基本方針や役割などを定めるものとして、平成27年2月16日に策定した。新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）への対応で明らかになった課題や関連する法改正を踏まえ、幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すことを目的に、令和6年7月には新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が、令和7年3月には北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「道行動計画」という。）がそれぞれ全面的に改定された。本町においても、国や北海道の計画改定を踏まえ、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事の際の感染症の特徴や科学的知見を踏まえ迅速かつ着実に必要な対策を実施するため、本計画を改定する（道行動計画改定から1年以内に本計画を改定するものとされている）。

2 改定の方向性

- 感染症対策において、役割分担のもと国や道との連携を強化することで統一的な対応を可能とするため、今回の改定における変更内容について、政府行動計画と道行動計画との整合性を持たせる。
- 計画の主たる目的である「感染拡大の抑制、町民の生命及び健康の保護」「町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化」のために町が行うべき対策項目を整理し、内容をより詳しく明記する。
- 新型コロナウイルス感染症への対応で得られた知見を反映し、医療資源や人口構成など町の実情に合わせた体制整備を明確化する。
- 計画に実効性を確保するため、政府行動計画の見直し（概ね6年ごと）や感染症の発生など、社会状況の変化に応じた必要な見直しを行うことを明記する。

3 構成の変更

時期区分を軸とした構成から、対策項目を軸として各項目を3期に分けた構成に変更する。

(1) 対策項目の整理 ※下線は新規項目

改定前	改定後
①実施体制	①実施体制
②サーベイランス・情報収集	②情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>
③情報提供・共有	
④予防・まん延防止	③まん延防止
⑤予防接種	④ <u>ワクチン</u>
⑥医療	⑤ <u>保健</u>
⑦町民生活及び地域経済の安定の確保	⑥ <u>物資</u>
	⑦町民の生活及び地域経済の安定の確保

(2) 時期区分の再設定

改定前（全6期）		改定後（全3期）	
①未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	①準備期	国内外における新型インフルエンザ等の発生情報を探知するまで
②海外発生期	海外で発生した状態	②初動期	国内外における新型インフルエンザ等の発生を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで
③道内未発生期	国内で発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことが出来る状態	③対応期	基本的対処方針が実行されて以降
④道内発生早期	道内で発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことが出来る状態		
⑤道内感染期	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態		
⑥小康期	患者の発生が減少し、低い水準にとどまっている状態		

4 政府行動計画・道行動計画と町行動計画の比較

政府・道行動計画は13項目構成、保健所未設置自治体の行動計画は7項目構成となる。

※下線は新規項目

政府行動計画・道行動計画の項目	町行動計画の項目	改定後の内容
①実施体制	①実施体制	国・道など関係機関との連携強化と、迅速な対策の実施に必要な体制強化と予算確保を行う。
②情報収集・分析	記載不要	保健所設置自治体のみ記載
③サーベイランス	記載不要	保健所設置自治体のみ記載
④情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>	②情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>	町民等との双方向のリスクコミュニケーションの体制を整備し、町民等が適切に判断・行動できるように情報提供・共有等を行う。
⑤ <u>水際対策</u>	記載不要	保健所設置自治体のみ記載
⑥まん延防止	③まん延防止	感染拡大のスピードやピークを抑制するため、関係機関と連携した情報提供や町民への周知
⑦ <u>ワクチン</u>	④ <u>ワクチン</u>	平時から接種の具体的な体制や実施方法の準備を進め、感染症発生時の迅速な実施を行う。
⑧医療	記載不要	保健所設置自治体のみ記載
⑨ <u>治療薬・治療法</u>	記載不要	保健所設置自治体のみ記載
⑩ <u>検査</u>	記載不要	保健所設置自治体のみ記載
⑪ <u>保健</u>	⑤ <u>保健</u>	道との感染症対策の連携体制を構築し、町民に対する感染症情報の共有や感染症対策等の周知を進める。
⑫ <u>物資</u>	⑥ <u>物資</u>	感染症対策物資の備蓄を進め、円滑な供給体制を確保する。
⑬国民生活及び国民経済の安定の確保	⑦町民の生活及び地域経済の安定の確保	町民の心身への影響（メンタルヘルスや高齢者のフレイル予防、こどもの発育など）に関する対応、社会経済や生活へ必要な措置を講ずる。